

愛知県立成章高等学校 台風等異常気象時における対応

1 暴風警報または暴風雪警報が、名古屋地方気象台から田原市または豊橋市に発表された場合

(1)登校する以前に発表されている場合

ア 午前7時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。

イ 午前7時から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。

ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

※上記ア・イにおいても、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難なときは登校しなくてよい。

(2)登校後に発表された場合

授業を中止し、安全を確認の上、生徒を速やかに下校させる。ただし、道路の通行が危険であると認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、校内において当該生徒の安全を確保する。

2 特別警報・レベル4相当以上の危険警報が名古屋地方気象台から発表された場合、

または警戒レベル4以上の避難情報が田原市または生徒の居住市町村から発表された場合

(1)登校する以前に、発表されている場合

ア 授業を行わず、休業にする。

イ その日のうちに解除された場合も、授業を行わない。

ウ 解除が当日の場合も後日の場合も、授業の再開等については、あんしんメールで連絡する。ただし解除後も、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。

(2)登校後に発表された場合

ア 授業を中止する。生徒の生命・安全確保のための必要な措置(保護者への引き渡し、校内に留め置き)をとる。

イ 校内に留め置く中で特別警報、避難情報が解除した後も、生徒の帰宅が困難と判断された場合は、引き続き校内において必要な措置(保護者への引き渡し、校内に留め置き)をとる。